

食品表示における文語表現

——レアリアによる中国語教育の一環として(7)——

石崎博志

要旨 本稿は中国語の文語読解力向上と食品の各種表示を通じた異文化理解を目的とし、レアリア(実物教材)に使われる語彙・語法について考察したものである。基本資料は中国で販売されている食品のパッケージに記載される事項と、それを根拠づける栄養表示や原材料表示などを規定する標準規格である。これらの資料から、食品の各種表示に常用される文語の特徴を論じ、中国語における文語表現と口語表現の差異について論じた。その結果、標準規格における当為表現には、義務表現として“应”や“应当”が、許可や許容の表現として“宜”や“可”が使われ、禁止の表現として“不应”、“不得”、“不可”が使われることを指摘した。そして口語重視の中国語教育で常用語とされる“应该”、“不能”、“不要”などは標準規格のみならず商品パッケージにおいても使われていないことを指摘した。また日本と中国では食品表示上の差異があり、教学上の留意点として食品表示を正確に読み取るためには材料や添加物の単位や化学成分への理解が不可欠であるとした。

キーワード 文語 レアリア 成分表示 食品 食物アレルギー

略谈食品标签中的书面语

——兼谈情态动词的使用——

摘要 近年来日本的汉语教育中引进以实物教具为教材的书面语教育。为了提高日本学生的阅读能力以及利用食品的标签理解中国社会制度的能力, 本文对《食品安全国家标准》与在食品包装上所使用的书面语进行考察, 试图厘清其语法、词汇特征并梳理书面语和口语的差别。结论显示: 在食品相关标准与通则中, 表达应当义, 使用情态动词“应”及“应当”, 表达许可义, 使用“宜”

和“可”，表达禁止义，使用“不得”、“不应”、“不可”。在重视口语的汉语教育中学习的情态动词“应该”、“不能”、“不要”等词在这些书面语料中不可见。本文还指出中日营养成分表、配料表、过敏源信息等内容有所不同，并讨论外国人在中国生活中及汉语教学中的注意点，即为了准确把握食品标签，对于化学成分的理解不可或缺。

关键词 书面语 实物教具 营养素表示 配料 食物过敏症

はじめに

日本貿易会『日本貿易の現状 2021』によると、日本からの輸出上位国は1位中国、2位米国、3位韓国、4位台湾、5位香港と漢字圏への輸出が大半を占める。日本から様々な物品が送り出されるなかで、日本の商品を中国で販売する場合、当然ながら中国のルールに従った商品を販売することになる。その際、中国の法律や規則のもとにどのような商品が販売可能で、いかなる規制を受けるのかといった諸般の情報を理解することが必要となる。例えば日本酒は中国で人気が高い商品の一つだが、中国語のラベルがないものや、食品安全法や関連標準に合致しないものは販売できない。また特定の食材に対してアレルギー反応が出る、あるいは糖尿病や高血圧症などを患う人々が中国に滞在する場合、外食のみで栄養をコントロールすることは難しく、その際は食材を現地で調達することもある。また健康維持のために食事制限をする、妊娠をしている、家族や知人に乳幼児がいる、信念や信仰において禁忌物質があるという人もおり、彼らが食材や調味料を選ぶ際に食品の成分表示やラベルを読み取る必要性が生じる。しかし日本と中国では成分表示として義務づけられている内容が異なるばかりでなく、その表示は主に文語的表現（以下「文語」）が用いられており、これらは入門・初級・中級レベルにおける学習対象に含まれない。このように仕事のうへで、また消費者として中国の食品表示への理解が必要とされるケースが存在するが、本稿では中国の食品の包装やその根拠となる標準規格の文書を分析し、そこで使われる文語と口語の差異を明らかにすることを目的とする。併せて食品表示の

基礎的事柄について、日中の法律や慣習の違いを中国語学習者に学ばせるための一助としたい。

商品の説明を中国語教育に導入した常聡（2016）は、商品説明を広告に使われる文体“広告性語体”と説明書に使われる文体“事務性語体”の2つに大別し、前者は派手な言い回しで多くの修辞手段を用い、後者は簡潔で固定的な言語手段を用いることを指摘する。前者を中国語教育に導入した事例に干野真一（2018, 2021）が挙げられ、これらでは主に中国で放送されるテレビCMの言語表現を分析している。一方、後者について食品のパッケージをレアリアとして中国語教育に導入した先駆的事例に植村麻紀子（2015, 2018）があり¹⁾、本稿ではこれを踏まえて主に食品のパッケージ表記の根拠となっている標準規定にも焦点を当て、文語表現について考察する。本稿では、食品の商品説明のなかでも説明書の文体に属する“事務性語体”を中心に考察するが、次章ではまず分析対象とした基礎資料について説明し、実際に販売されている包装済み食品を例に、その典型的な表示法について解説する。そして本稿を日中間の制度や慣習の違いを学習者に教授するための基礎資料としたい。なお中国と台湾、香港、マカオはそれぞれ食品に関する法律や規格が異なるため、ここでは特に断りのない限り中国大陆への状況を想定している。

1 基礎資料

中国では、法律とは別に中国国務院標準化行政主管部門が国内で統一が必要とされる技術的な規格を定めており、それらは“标准”（「標準規格」、以下“標準”と略称）という形で明文化されている。中国の“標準”は《中华人民共和国标准化法》で規定されており、農業、工業、サービス業、社会事

1) 食品表示を中国語教育に導入する試みは植村（2015, 2018）に紹介され、本稿とも一部重複する。ただ中国の標準規格は2016年に抜本的に改正されたため、情報の更新が必要になっている。

業等の分野において統一が必要な技術要件を提示している。中国ではこの要件に適合しない製品は生産、販売、輸入できないため、日本の製品を中国に輸出する場合にも必須の知識となっている。そして“標準”は「国家標準」「業界標準」「地方標準」「団体標準」「企業標準」に分けられ、国家標準はさらに強制標準と推奨標準に分けられる。前者にはGB、後者にはGB/Tから始まるコード番号が割り振られており、例えば文字規格を定める《信息技术中文编码字符集》(GB1830-2005)は国家標準に属する強制標準である。一方、参考文献の書式を定める《文后参考文献著录规则》(GB/T7714-2005)、くぎり符号を定める《标点符号用法》(GB/T15834-2011)は推奨標準である。中国の“標準”は日本におけるJIS規格²⁾に相当するが、JIS規格が任意規格であるのに対し、中国の標準規格のなかでもとりわけ強制規格に属するものは実施の義務をとまなう³⁾。

1.1 標準と通則

さて中国で販売される食品の管理・監督は、中国国務院直属の中華人民共和国国家食品薬品监督管理局(State Food and Drug Administration, SFDA, “食薬監局”)が担う。そしてパッケージの記載内容と食品成分の表示方法は中華人民共和国衛生部発布による以下の国家標準と通則に定められている⁴⁾。

《食品安全国家标准 预包装食品标签通则》(GB7718-2011、以下“食品通則”)

《食品安全国家标准 预包装食品营养标签通则》(GB28050-2011、以下“栄養通則”)

また以下の標準と通則は、国家衛生計生委員会が発布をしている。

-
- 2) JIS規格は「日本産業規格」の通称。旧称「日本工業規格」、2019年に法改正により名称変更。
 - 3) 《中华人民共和国标准化法》第2条には“强制性标准必须执行”(強制標準は必ず適用しなければならない)と明記される。強制標準を満たさない場合には第36条や第37条に基づき民事および刑事責任に問われる可能性がある。
 - 4) “食品通則”と“栄養通則”は2022年の5月時点ですでに改訂作業が行われており、《征求意见稿》が提示されている。

《食品安全国家标准 食品添加剂使用标准》(GB2760-2014、以下“添加物標準”)

《食品安全国家标准 食品添加剂标识通则》(GB29924-2013、以下“添加物通則”)

《食品安全国家标准 预包装特殊膳食用食品标签》(GB13432-2013)

1.2 食品パッケージ

ここでは食品パッケージの表示例として日常的に購入される牛乳、カップ麺、冷凍水餃子、スナック菓子、蜂蜜、ゼリーなどを採り上げるが、いずれも包装済みの食品を扱い、表示義務のないものは扱わない。

2 表示義務

循環器疾患や血圧に配慮する消費者にとって、食品における食塩の含有量は必須の情報である。また健康に問題がなくともバランスのとれた食生活は病気の予防に必要となるため、多くの包装済み食品“预包装食品”に各種の表示が義務づけられている。

包装済み食品に義務づけられる表示項目は食品の名称“食品名称”、原材料表“配料表”、内容量と規格“净含量和规格”、生産者および(あるいは)代理契約者の名称、住所、連絡方法“生产者和(或)经销者的名称、地址和联系方式”、製造日“生产日期(制造日期)”、保存期間“保质期”、保存方法“贮存条件”、食品生産者許可証番号“配料食品生产许可证编号”、商品標準代号“产品标准代号”などである。このうち一般消費者は原材料表、内容量と規格、保存期間に注目するが、これらは日本の表示とは異なる点も多い。

2.1 栄養成分表示

栄養成分を表示する食品には、義務として表示する強制表示内容“强制标示内容”と必要に応じて表示する任意表示内容“可选择标示内容”がある。本小節では前者について解説する。

中国での栄養成分表示は「項目」、「単位」、「栄養素摂取目安量（NRV）」の3つが基本である。以下の表1は中国で販売されている伊利社の牛乳（金典有机纯牛奶 净含量：250mL）の栄養成分表である。

表1 栄養成分表例

項目	毎100ml	NRV%
エネルギー	309kJ	4%
蛋白質	3.6g	6%
脂肪	4.4g	7%
碳水化合物	5.0g	2%
ナトリウム	58mg	3%
カルシウム	120mg	15%

以下にこれらに表1に記載されている内容について解説する。

2.1.1 項目“項目”Items

「項目」欄においては(1)–(5)のカロリーや栄養成分を表示するよう義務づけている。また“食品通則”では栄養素を「食べ物のなかで特定の生理作用をもつもので、個体の成長、発育、活動、繁殖および正常な代謝に必要な物質」とし、(2)–(5)を“核心营养素”と定義する⁵⁾。

- (1) カロリー（熱量）“エネルギー”
- (2) 蛋白質“蛋白質”
- (3) 脂肪“脂肪”（飽和脂肪酸“飽和脂肪”と不飽和脂肪酸“反式脂肪酸”）
- (4) 炭水化物“碳水化合物”
- (5) ナトリウム“ナトリウム”

“エネルギー”は“熱量”（カロリー）と同様の意味で用いられている。後述のように食品によっては上に加えて各種ビタミン“ビタミン”、カルシウム“カルシウム”、鉄分“鉄”、マグネシウム“マグネシウム”、食物繊維“食物繊維”、糖“糖”、コレステロール“コレステロール”などが示される場合があるが、これらは任意項目に分類さ

5) これは国や地域で異なり、台湾は6、香港は7、日本は4、アメリカは14となっている。

れる。例えば牛乳の場合、カルシウムの摂取を目的として購入する消費者も多いため、カルシウムの項目を設けている。

2.1.2 単位“毎” Per

「単位」欄においては含有量を表記する。キロジュールやグラムといった単位は中国語か英語、あるいは中英の両言語を併記する⁶⁾。つまり“千焦”、“克”、“毫克”、“微克”、“微克视黄醇当量”⁷⁾と簡体字のみで書かれる場合と kJ、g、mg、 μg 、 μgRE と英語の略称で書かれる場合、そして中英を併記する千焦 (kJ)、克 (g)、毫克 (mg)、微克 (μg)、微克视黄醇当量 (μgRE) の3通りがある。

日本との大きな違いはカロリー表示にあり、日本では食品の熱量をキロカロリー (kcal) で示すが、中国ではキロジュール (kJ) で表示することが“栄養通則”で定められている。1 kcal は約4.2kJ、1 kJ は約0.239kcal であるため、キロジュール (kJ) 表示がされる場合、キロカロリーより数値が大きくなる⁸⁾。一定の量に対する含有量は、100g あたり (毎100克、g)、100ml あたり (毎100毫升、mL)、1 食あたり (毎份、per serving) 3 種類の表示がされるが、どれだけの量を「1 食あたり」とするかは、製造会社や商品で異なる。

2.1.3 栄養素摂取目安量 “营养素参考值” NRV

日本と中国との違いを示す項目が栄養素摂取目安量 (以下「NRV」) であり、これは日本では義務づけられていない⁹⁾。NRV は、「項目」欄記載事

6) “营养通則”表1脚注aに“营养成分的表达单位可选择表格中的中文或英文，也可以两者都适用”とある。

7) “视黄醇当量”は「レチノール当量」といい、ビタミンAの量を表示する際に用いられる。同様にビタミンEには毫克 α -生育酚当量 (mg α -TE)、葉酸は微克叶酸当量 (μgDFE) が用いられる。

8) キロジュールからキロカロリーの変換は、概ねキロジュール (kJ) の値を4.2で割った数値がキロカロリー (kcal) の値となる。

9) 米国では Daily Value (DV)、カナダでは Daily Value/valeur quotidienne、オーストラリアの Daily Intake (DI) などを用い、NRV を義務づける国は珍しくない。国際間比較については石見・笠岡(坪山) (2017) を参照。

項に対する1日の推奨摂取量を百分率(%)で示す。中国のNRVは1日2000kcal(8,400kJ)¹⁰⁾の食餌量を基準にしており、NRV%欄には、食品の1食分あるいは100g/mlごとのNRVが表示される。これは各項目に対する一日におけるNRVの合計が100%を超過しないように配慮するよう、消費者に促すものである。

2.2 原材料名と食品添加物の表示

2.2.1 “標準”における記載

中国の包装済み食品には原材料“配料”の表示があり、食品添加物“食品添加剂”を含むものについては原材料のなかに必ず明記することが定められている。その表示方法と用法は“添加物標準”と“添加物通則”に定められており、食品添加物の使用原則、使用できる食品添加物の種類、使用範囲および最大使用量と最終的に食品に残留が許されるレベルを明記している¹¹⁾。具体的にどのような物質が、どのような機能を持ち、どんな食品にどれだけ使用することが可能なのかについては、“添加物標準”内の表A～表Cに記載されている。以下は表Aからアミノ酸を説明した箇所の一部を抜粋したものである。CNSは食品添加物の中国の番号システム(Chinese Numbering System, 中国编码系统)を表し、INSは国際番号システム(International Numbering System)を示す。

氨基乙酸(又名甘氨酸) glycine

CNS号 12.007 INS号 640

功能 増味剂

食品分类号	食品名称	最大使用量/(g/kg)	备注
08.02	预制肉制品	3.0	
08.03	熟肉制品	3.0	
:	:	:	

10) 日本は2,200kcalを基準とする。

11) これらは日本における「食品衛生法」に相当する。加工助剤は日本と同様、中国でも原材料に明記する必要がない。“食品通則”第4条第1項3.1.1を参照。

上記を日本語に置き換えたものが以下である。

アミノ酸（別名 グリシン） glycine
 CNS号12.007 INS号640

機能 旨味調味料

食品分類番号	食品名称	最大使用量/(g/kg)	備考
08.02	カット済み肉製品	3.0	
08.03	調理肉製品	3.0	
:	:	:	

日本の製品を中国に輸出する際、単にラベルを中国語にするのみならず、これらに抵触していないか確認が必要である。

2.2.2 食品パッケージにおける記載

中国において食品添加物は一般にパッケージの原材料表“配料（表）”内に記載されており、物質名、用途名、一括名などで書かれ、列挙の順序は日本同様、分量の多いものから順に挙げる。また食品添加物の表示は原材料表に“食品添加剂”と書き、それにつづく括弧内に物質名や用途名を列挙するのが一般的である。

- ・食品添加剤（谷氨酸钠，柠檬酸，安赛蜜）
- ・食品添加剤（乳化剂，稳定剂，黄原胶，膨松剂）

上の場合、“谷氨酸钠”（グルタミン酸ナトリウム）、“柠檬酸”（クエン酸）、“安赛蜜”（アセスルファムK）が物質名に相当し、“乳化剂”（乳化剂）、“稳定剂”（安定剂）、“膨松剂”（膨張剂）は用途名である。“黄原胶”は「キサンタンガム」と訳される物質名であるが、日本では「増粘多糖類」と表示されることが多い。

2.2.3 アレルギー表示

日本小児アレルギー学会（2016）では食物アレルギーを「食物によって引き起こされる抗原特異的な免疫学的機序を介して生体にとって不利益な症状が惹起される現象」と定義する。症状は、かゆみ、じんましん、唇や臉の腫れ、嘔吐、喘鳴があり、重篤なものでは意識障害やアナフィラキシーショックがあり、死に至る場合がある。日本では「食品表示法」で容器包装された

加工食品にアレルゲンの含有を表示する義務を定める¹²⁾。日本の食品表示基準では特定原材料に「えび、かに、小麦、そば、卵、乳、落花生」を定める。そして、日本では2020年4月からは原材料名と添加物を分けて書くことが義務づけられている¹³⁾。

一方、中国でのアレルギー表示は日本と異なる。中国では日本のようにアレルゲンを別立てで表示する強い義務はなく、消費者は食品の原材料表をたよりにアレルゲンの有無を判断する。そして“食品通則”における“4.4 推荐标示”(4.4 推荐表示)の下の“4.4.2 致敏物质”(4.4.2 アレルギー物質)欄に、以下のように記載する¹⁴⁾。

以下食品及其制品可能导致过敏反应，如果用作配料，宜在配料表中使用易辨识的名称，或在配料表邻近位置加以提示。（以下の食品およびその製品はアレルギー反応を引き起こす可能性があるため、もし原材料に

12) 「食品表示法」第4条第1項1「名称、アレルゲン（食物アレルギーの原因となる物質をいう。第6条第8項及び第11条において同じ）、保存の方法、消費期限（食品を摂取する際の安全性の判断に資する期限をいう。第6条第8項及び第11条において同じ）、原材料、添加物、栄養成分の量及び熱量、原産地その他食品関連事業者等が食品の販売をする際に表示されるべき事項」とする。

13) 消費者庁（2021）を参照。

14) “食品通則”のアレルギー表示に関する規定には以下のように書かれる。

4.4.3 致敏物质

4.4.3.1 以下食品及其制品可能导致过敏反应，如果用作配料，宜在配料表中使用易辨识的名称，或在配料表邻近位置加以提示：

- a) 含有麸质的谷物及其制品（如小麦、黑麦、大麦、燕麦、斯佩耳特小麦或它们的杂交品系）；
- b) 甲壳纲类动物及其制品（如虾、龙虾、蟹等）；
- c) 鱼类及其制品；
- d) 蛋类及其制品；
- e) 花生及其制品；
- f) 大豆及其制品；
- g) 乳及乳制品（包括乳糖）；
- h) 坚果及其果仁类制品。

そして製造工程においてアレルギー物質が混入する可能性のあるものについては、上記に続いて以下のように書かれる。

4.4.3.2 如加工过程中可能带入上述食品或其制品，宜在配料表临近位置加以提示。

用いるなら、原材料表で分かりやすい名称を使用するか、あるいは原材料表の近くの位置に提示すべきである)

上の文中にある“宜～”はいわば「すべき」という推奨表現で、“应～”といった義務表現とは明確に異なる。

中国ではアレルギー表示がある場合は、“致敏物质提示”、“过敏提示”あるいは“致敏源信息”と書かれるが¹⁵⁾、別途表示しないことがほとんどである。また同一の期間に共通の生産ラインでアレルギー物質を含む他の食品を扱う場合、日本では「本品製造工場では(特定原材料)を含む製品を生産しています」とコンタミネーションの注意喚起がなされることもある。中国でも同様に“阿华田(Ovaltine)社特浓可可麦芽乳饮料”には以下の表示がなされる。

- ・ 过敏原信息：含有麸质的谷物制品和乳及乳制品，可能含有鸡制品，大豆制品，花生和坚果制品。

なお“谷物”(穀物)の範囲も国によって異なり、中国では小麦、ライ麦、大麦、スペルト小麦はこの「小麦・穀物」の範疇にあるが、オート麦、カムート小麦は入らない¹⁶⁾。ただ国際基準でアレルゲンを示す流れもあり、将来的に表示法が変わる可能性もある¹⁷⁾。

大豆など遺伝子組み換え作物が存在するものに関しては、“非转基因”や

15) グリコのポッキー“百奇”には“致敏物质提示”が日本同様に明記される。また天津のスナックである“十八街津味麻花(椒盐)”には“过敏提示”として“本产品含小麦、大豆、花生、坚果类制品”と明記される。

16) 消費者庁(2021)参照。

17) 国家卫生和计划生育委员会(2012-02-03)《预包装食品标签通则》GB7718-2011问答 <http://www.nhc.gov.cn/zwgkzt/wsbyjsj/201201/54021.shtml> (最終アクセス:2022年5月11日)に以下のようにある。“五十五、关于致敏物质的标示 食品中的某些原料或成分,被特定人群食用后会诱发过敏反应,有效的预防手段之一就是在食品标签中标示所含有或可能含有的食品致敏物质,以便提示有过敏史的消费者选择适合自己的食品。本标准参照国际食品法典标准列出了八类致敏物质,鼓励企业自愿标示以提示消费者,有效履行社会责任。八类致敏物质以外的其他致敏物质,生产者也可自行选择是否标示。具体标示形式由食品生产经营企业参照以下自主选择。”

“不含转基因”という文言が使用されることもある¹⁸⁾。

3 標準規格と食品表示にかかる当為表現

“食品通則”、“栄養通則”、“添加物標準”、“添加物通則”には、「～しなければならない」といった、程度の異なる義務を表す当為表現が常用される。以下にそれらを例に強制の程度をどう表現し分けられているかを標準規格の表現と実際の商品パッケージの表現を列挙しながら論じる。当為は言語としては一般に「義務」「許容」「禁止」の3つに分けるが、商品パッケージでは「義務」「推奨」「許容（任意）」「禁止」の4つのレベルで表現しているため、この4つのレベルをどう区別しているのかをみていく。よって以下の説明はあくまで“標準”やパッケージの表示に限定したものである。

3.1 義務

3.1.1 標準規格の義務表現

以下は「～しなければならない」という義務を表す表現である。ここでは典型的に“应”と“应当”が用いられている。

应：

- ・应清晰、醒目、持久，应使消费者购买时易于辨认和识读。“食品通則”
- ・预包装食品营养标签应使用中文。“营养通則”
- ・食品添加剂使用时应符合以下基本要求：“添加物標準”
- ・应符合国家法律、法规的规定，并符合相应产品标准的规定。“添加物通則”

应当：

- ・食品添加剂应当标示其在 GB2760 中的食品添加剂通用名称。“食品通則”

18) 《食品标识监督管理办法》第32条に以下のようにある。“对于食品中不含有或者未使用的物质，以“不添加”“零添加”“不含有”或类似字样强调不含有或者未使用的；对于未使用转基因食品原料，以“不含转基因”“非转基因”或者类似字样介绍食品的等。”

- ・如同时使用外文标示的，其内容应当与中文相对应，外文字号不得大于中文字号。“栄養通則”
- ・按照本标准使用的食品添加剂应当符合相应的质量规格要求。“添加物標準”
- ・应当标注生产者的名称、地址和联系方式。“添加物通則”

“应”と“应当”の2つは文語表現において最も履行する義務が高い事柄であることを示す。なお上記においては、中国語教育で義務表現として教授する“要”、“得”、“应该”、“应该要”は使用されていない。

3.1.2 食品のパッケージの義務表現

食品パッケージに義務表現を使う例は多くはないが、小児が喉に詰まらせる事例が発生した小型のゼリー“果冻”などには“須”が使われる。

- ・老人儿童须监护下食用。

だが“应”や“应当”とはニュアンスが異なり、努力義務といったニュアンスを伴う。また老人や幼児が喉に詰まらせやすいような“汤圆”、そしてナッツ類、ドライフルーツにも同様の注記が用いられる。

3.2 推奨

3.2.1 標準規格の推奨表現

以下は義務よりも穏当な推奨を表す表現である。ここでは典型的に“宜”が用いられる。

宜：

- ・以下食品及其制品可能导致过敏反应，如果用作配料，宜在配料表中使用易辨识的名称，或在配料表邻近位置加以提示：“食品通則”
- ・如加工过程中可能带入上述食品或其制品，宜在配料表临近位置加以提示。“食品通則”

“宜”は“应”、“应当”ほど強くはないが、「すべき」という「望ましき」を表す推奨表現と言える。前述のように中国の商品においてアレルギーは別枠で表示されていないものも多い。なお小学館『中日辞典』、大修館書店『中日辞典』など日本で出版される中日辞典では“宜”はいずれも否定で用

いられる旨の注記がある。これは慣用句や成語の用法からの解釈であるが、典型的な文語を反映する“標準”においては頻繁に肯定形で用いられる。

また“添加物通則”においては、以下の表現もみられる。

尽可能：

- ・在达到预期目的的前提下尽可能减少使用品种。“添加物標準”
- ・在达到预期效果的前提下尽可能降低在食品中的使用量。“添加物通則”

3.2.2 食品のパッケージの推奨表現

食品パッケージにおいては、動詞“建议”などを使うケースがみられる。例えばマヌカハニーのパッケージ（Manuka health 麦卢卡健康公司社製）には、保存法として以下のように書かれる。

- ・建议置于凉干燥处

3.3 許容（任意）

3.3.1 標準規格の許容表現

以下は「～してもよい」という当該行為が任意であることを示す表現である。ここでは典型的に“可”や“可以”が用いられている。

可：

- ・当加工过程中所用的原料已改变为其他成分（如酒、酱油、食醋等发酵产品）时，可用“原料”或“原料与辅料”代替“配料”、“配料表”，并按本标准相应条款的要求标示各种原料、辅料和食品添加剂。“食品通則”
- ・除上述强制标示内容外，营养成分表中还可选择标示表1中的其他成分。“栄養通則”
- ・在下列情况下可使用食品添加剂：“添加物通則”

可以：

- ・可以同时使用拼音或少数民族文字，拼音不得大于相应文字。“食品通則”
- ・根据产品需要，可以标示容器的开启方法，使用方法，烹调方法，复水再制方法等对消费者有帮助的说明。“食品通則”
- ・当某营养成分同时符合含量声称和比较声称的要求时，可以同时使用两种声称方式，或仅使用含量声称。“栄養通則”

- ・在下列情況下食品添加劑可以通過食品配料（含食品添加劑）帶入食品中：“添加物通則”

“可”や“可以”は、必要に応じて用いても構わないといった事柄について用いられている。また動詞の“允許”を用いた表現も用いられる。

以下は「～しなくてもよい」という不履行を許容する表現である。これらは他の条文中で義務とされる事柄が、当該行為では例外に属する際に用いられ、主に“不需要”が用いられる。例えば、生産者の名称と住所は明記する義務があるが、もともと外国の標準規格に従って外国語で書かれた生産者の名称と住所は中国語に訳出する必要がない場合などにおいてこのように書かれることがある。

不需要：

- ・原有外文的生产者的名称地址等不需要翻译成中文。“食品通則”
- ・加工助剂不需要标示。“食品通則”

ここでは一般的な中国語教育で学ぶ“不用”は使われていない。

3.3.2 食品のパッケージの許可・許容表現

以下は「～してもよい」という許可や許容を表す表現である。ここでは典型的に“可”が用いられる。

- ・食用方法：(中略) 也可用于凉拌蔬菜、水果和坚果。

この“可”は許容を示すが、推奨に近い表現と言えよう。なお食品パッケージには「～しなくてもよい」という表現は管見の限り使用されていない。なお口語表現において“可以”が「勧め」を表すことを論じた論文には森(2014)があり、参照されたい。

3.4 禁止

3.4.1 標準規格における禁止表現

以下は「～すべきではない」「～してはいけない」という禁止を表す表現である。ここでは典型的に“不得”と“不应”が用いられる。

不得：

- ・日期标示不得另外加贴、补印或篡改(标示形式参见附录C)。“食品通則”

- ・预包装食品营养标签标示的任何营养信息，应真实、客观，不得标示虚假信息，不得夸大产品的营养作用或其他作用。“栄養通則”
- ・表 B.1 不得添加食品用香料、香精的食品名单。“添加物標準”
- ・日期标示不得另外加贴、补印或篡改。“添加物通則”

不应：

- ・不应标注或者暗示具有预防、治疗疾病作用的内容，非保健食品不得明示或者暗示具有保健作用。“食品通則”
- ・不应对功能声称用语进行任何形式的删改、添加和合并。“栄養通則”
- ・不应对人体产生任何健康危害；“添加物通則”

“不得”と“不应”は同程度の禁止を表すと考えられるが、上記の禁止内容から判断すると“不得”の方が“不应”より禁止の度合いが強い。日本の中国語教育で禁止表現として学ぶのは主に“不应该”、“不能”、“不要”だが、これらは管見の限り“標準”で使用されない。

3.4.2 食品のパッケージにおける禁止表現

食品の袋にはしばしば乾燥剤“干燥剂”や脱酸素剤“脱氧剂”が入っているが、乾燥剤の一種であるシリカゲルには通例、中国語以外の言語も併用される。食品の内容物のうち食べないように注意を促す表示は様々あるが、“不可食用”が最も典型的な表現である。その他“勿食用”、“无毒・勿食”とも書かれる。また“非食用”とも書かれるが、この“非”の用法は意味上の禁止を表す。

脱酸素剤には“不可食用”に加え、レンジの使用を禁止する“微波不可”、“微波炉不可”を典型的な表現とし、“不可微波”の表示もみられる。いずれにせよ食品に入っている乾燥剤や脱酸素剤では禁止は“不可”、“勿”、“非”で示され、一般的な中国語教科書で禁止表現として学ぶ“不能”や“別”などは使われない。

そして食品パッケージの表示においては“勿”が典型的な禁止表現であるが、ゼリー“果冻”やガム“口香糖”などでは、小さい子供に与える際に特段の注意を促すことがあり、以下の“不宜”を使った禁止表現もみられる。

- ・勿一口吞食：三岁以下儿童不宜食用，老人儿童须监护下食用。

- ・ 不適合12个月一下婴儿使用
- ・ 避开高温，不与蛋白质同食

これらは否定表現を用いて推奨しないことを表し、「告知文」「温馨提示」でも使われる表現である¹⁹⁾。「不与蛋白质同食」に関連し、「不」の用法について、彭広陸（2018: 43）は以下のように述べる。

否定の副詞“不”は、会話文では、意志動詞の前に使われると話し手の否定的意志を表すようになるが、それが看板・掲示物に使われると〈禁止〉を表すようになるのである。

この“不”の用法は看板や掲示物のみならず、食品パッケージにもみられる。その程度としては、本節でとりあげた禁止表現よりもやや弱い注意にとどまる。またこれ以外に、条件を付して禁止するあるいは注意して摂取するよう促す注意書きもある。

- ・ 温馨提示：请勿开水冲饮。一岁以下儿童禁食，糖尿病人慎用，蜂蜜过敏者慎用。

上の注意書きはマヌカハニーに記されているものだが、“禁食”は強い「禁止」を表し、“慎用”は「摂取を控える」ことを指示する。“慎用”は薬品の説明書にも用いられる表現である。

3.5 他の標準規定における当為表現

では食品以外の当為表現はどう記述されるのか。以下は《道路交通标志和标线：第8部分：学校区域》GB5768.8-2018で、スクールゾーンの道路標識の設置について規定したものである。

4. 一般規定

- 4.1 学校区域的道路交通标志和标线应与其他交通安全与管理设施相协调。

19) 干野（2020）は「“不Vp”という表現を用いて“別Vp”であることを読み手に理解させて、“不Vp”という行動をとるよう促しているのである。」と述べ、“不”を使った禁止を文脈から理解させるタイプの抑制形式の一つとしている。

- 4.2 学校区域限速及警告标志的尺寸宜在 GB5768.2 要求的基础上放大。
- 4.3 学校区域交通标志采用的反光膜宜为符合 GB/T18833-2012 的 IV 类或 V 类反光膜。
- 4.4 学校区域的警告标志的底色宜采用荧光黄绿色。学校区域的辅助标志的底色可采用荧光黄绿色。
- 4.5 学校区域的限制速度值不宜超过 30km/h。
- 4.6 学校区域的起点前、儿童经常出入的地点前以及直接通往校门的路口前，应设置相应的注意儿童、注意行人警告的标志。
- 4.7 学校区域可设置禁止鸣喇叭标志。禁止鸣喇叭的时间和范围可用辅助标志说明。

上記で最も強制力の強い条文は他の法律との整合性を示した 4.1 であり、“应”が使われる。さらに児童が頻繁に出入りする場所に児童や通行人に注意を促す警告のための標識を設置することに関する条文にも“应”が使われる。それよりも強制の程度が相対的に弱い 4.2 から 4.4 には“宜”が使われ、スクールゾーンの制限速度 30km/h を超過しないようにする条文には“不宜”が使われる。上記のなかで最も強制力が弱いのは 4.7 の「クラクションを鳴らすことを禁止する標識」を設置することに関する条文である。ここでは“可”という「許可」表現が使われている。

食品表示とスクールゾーンの標識設置という別種の標準を比較する限り、当為表現の用法は同一であり、これは“標準”全体に適用されていることを示唆する。

4 語彙と表現の特徴

ここでは語彙面に着目し、中国の食品表示を読み解く際に特に注意すべき表現の違いについて説明する。食品表示において避けて通れないのは、化学成分や元素記号への理解である。特にアレルギーに配慮する人には必須の知識といえよう。中国の元素記号は全て漢字で書かれ、中国の食品表示では、漢字とローマ字を併記しているケースもあるが、漢字のみの場合も少なくない。

い。これらの元素記号表の漢字を全て覚えることが理想であるが、食品に使われる成分は限定的であるため、さしあたりそれらを覚えること必要となる。

4.1 栄養成分の語彙

以下の表2は”栄養通則”の「エネルギーと栄養成分の名称、順序、単位、端数処理、0限界値」の表に記載されている栄養成分をもとに作成した表である。中国の栄養表示では以下の順序で記載される。

表2 エネルギーと栄養成分の名称と順序

日本語		中国語		ピンイン
エネルギー		能 量		néngliàng
タンパク質		蛋白質		dànbáizhì
脂 肪	飽和脂肪	脂 肪 zhīfáng	飽和脂肪(酸)	bǎohé zhīfáng (suān)
	トランス脂肪酸		反式脂肪(酸)	fǎn shì zhīfáng (suān)
	一価不飽和脂肪酸		单不飽和脂肪(酸)	dān bù bǎohé zhīfáng (suān)
	多価不飽和脂肪酸		多不飽和脂肪(酸)	duō bù bǎohé zhīfáng (suān)
	コレステロール		胆固醇	dǎngchūn
炭水化物	炭水化物	碳水化合物 tànshuǐ huàhéwù	糖(乳糖)	táng (rǔtáng)
	食物繊維		膳食纤维	shànshí xiǎnwéi
ミネラル	ナトリウム	钠 Na		Nà
ビタミン (脂溶性)	ビタミンA	脂溶性維生素 zhīróngxìng wéishēngsù	維生素A	wéishēngsù A
	ビタミンD		維生素D	wéishēngsù D
	ビタミンE		維生素E	wéishēngsù E
	ビタミンK		維生素K	wéishēngsù K
ビタミン (水溶性)	ビタミンB1 (チアミン)	水溶性維生素 shuǐróngxìng wéishēngsù	維生素B1 (硫胺素)	wéishēngsù B1 (liú àn sù)
	ビタミンB2 (リボフラビン)		維生素B2 (核黄素)	wéishēngsù B2 (hé huáng sù)
	ビタミンB6		維生素B6	wéishēngsù B6
	ビタミンB12		維生素B12	wéishēngsù B12
	ビタミンC (アスコルビン酸)		維生素C (抗坏血酸)	wéishēngsù C (kǎnghuàixiěsuān)
	ナイアシン		烟酸	yānsuān
	葉 酸		叶酸	yèsuān
	パントテン酸		泛酸	fànsuān
	ビオチン		生物素	shēngwù sù

日本語		中国語		ピンイン
ミネラル (多量)	コリン	多量矿物质 duōliàng kuàngwùzhì	胆碱	dǎn jiǎn
	リン		磷 P	lín
	カリウム		钾 K	jiǎ
	マグネシウム		镁 Mg	měi
	カルシウム		钙 Ca	gài
ミネラル (微量)	鉄	微量矿物质 wēiliàng kuàngwùzhì	铁 F	tiě
	亜鉛		锌 Zn	xīn
	ヨウ素		碘 I	diǎn
	セレン		硒 Se	xī
	銅		铜 Cu	tóng
	フッ素		氟 F	fú
	マンガン		锰 Mn	měng

4.2 標準規格の表現と語彙

ここでは“食品通則”と“栄養通則”という食品に関する標準規格と実際の食品表示から常用される文語表現を抽出し、それらに対応する日本語と中国語の口語表現を列挙したい。食品の包装には様々な情報が書かれるが、例えば牛乳の保存方法は以下のように書かれる。

- ・ 贮存条件：未开启前 无需冷藏 开启之后 立即饮用

この文言を口語的表現に改めると以下のような表現になる。

- ・ 保存条件：没开封之前，不需要放在冰箱里，开封之后，赶快喝掉。
- ・ 保存条件：还没打开以前，不用冷藏。打开了以后，马上就要喝。

そもそも「牛乳」は一般的な中国語テキストでは“牛奶”と書かれるが、パッケージには“牛奶”ではなく“牛乳”と書かれる。このように、文語と口語は大きく異なるため、以下に主に“標準”や商品パッケージに記される表現から、その違いを表にまとめてみたい。

食品表示における文語表現

表3 文語と口語の対照

日本語	文語	品詞	口語
食べる	享用／食用／食	動	吃
(薬を)のむ	服用	動	吃
飲み込む	吞食	動	吞／咽下去
飲む	饮用／饮	動	喝
売る	销售	動	卖
～である	系	動	是
読む	阅读	動	读／看
置く	放置	動	放
入れる	装入	動	放进
開ける	开启	動	打开／开封
保存する	贮存	動	储存／存放／保存
判別する	辨认	動	做出判断
視認する	识读	動	看懂
貶める	贬低	動	给低的评价
そむく	违背	動	违反
免除する	豁免	動	免除
調べる	查询	動	查
調理する	烹调	動	做菜
ミスリードする	误导	動	不正确地引导
例えば	如	動	例如／比如
同等の	等效	動	效果相同
しなければならない	应当／应	助動	应该
しなければならない	须	助動	得，应该
虚偽の	虚假	形	假的／不真实
あまった	剩余	形	剩下的
目立つ	醒目	形	明显／容易看清
長持ち	持久	形	保持长久
はっきり	清晰	形	清楚
美味しい	美味	形	好味道／好吃
任意の	任意	形	随便／不受限制
中心的な	核心	形	中心
そのうち	其中	名	那里面
フォーマット	格式	名	样式
家禽の卵	禽蛋	名	鸡蛋

日本語	文語	品詞	口語
アルコール	乙醇	名	酒精
食事	膳食	名	飯和菜
名称	声称	名	公开表示
牛乳	牛乳	名	牛奶
根拠	依据	名	根据
お湯(熱湯)	沸水	名	开水
移り香	串味	名	染上气味
色	色泽	名	色彩
飲み物	饮品	名	饮料
子供	儿童	名	孩子
生産日	生产日期	名	生产日
人々	人群	名	人们
多少の	若干	代	多少
いかなる	任何	代	不论什么
ない	无/未	副	没有
するな	勿/不得	副	别, 不要, 不能
すぐに	立即	副	马上就
みな	均/皆	副	都
まだ	尚未	副	还没
~に基づく	基于	介	由于
もし	若	接	如果
否定使役	不使~		不让
異なる	与~有出入		跟~不一样
必要ない	无需		没有必要
しないように	以免		不让发生
老若問わず	老少皆宜		对老年人和少年人都适合
水で戻す	复水再制		用水泡开

なお上述の文語表現には、商務印書館の《現代汉语词典》第7版といった中国語の規範を体現する辞書に掲載されていない語も多い。身近で確実な読み取りが必要になる事柄であっても辞書に掲載されていないことは中国における文語の独自性を物語る。

おわりに

“標準”は様々な物品に関わるため、食品に関する“標準”への理解は他の“標準”への理解に資する。コロナ禍で中国への渡航が制限されているとはいえ、物品の輸出入は継続的に行われており、自動車、家電製品、産業電機、化粧品、住宅設備、日用品などがルールのもとに輸出入されていることには変わりはない。

本稿では中国で販売される食品を中国語読解の素材として利用するという想定のもと、食品パッケージに記載される事項にみられる文語表現について分析した。語彙においては事実上、普通話の規範を提示する役割をもつ《現代汉语词典》(商务印書館)などには収録されない語彙や用法が多く用いられていることが改めて確認された。また当為表現においては一般的な中国語の教科書で紹介される表現と、“標準”や食品パッケージに用いられる表現の間には逡庭があり、重複があまりみられない。そして書面語においては当為表現における程度は、明確に使い分けられていることを指摘した。

表4 “標準”における当為表現

	文 語	口 語
義 務	应、应当	得、要、应该要
推 奨	宜	应该、最好
許 容	可、可以	可以、能
禁 止	不得、不应	不应该、不能、不要

これは法律や薬品の説明書でも同様の傾向がみられるが、食品の“標準”やパッケージにおいても意味的に曖昧さの残る程度副詞、語気副詞などの副詞の使用や、口語的色彩が強い助詞の使用頻度は、たとえそれが年少者向きのものであっても少ない。

付記：本稿は日本学術振興会科学研究費補助金基盤研究(C)「中国語教育のためのレアリア・文化語彙理解の基礎的研究」(課題番号：20K00873)の研究成果の一部である。

参考文献

- 石見佳子・笠岡(坪山)宜代 (2017) 「栄養表示のための栄養参照量の国際比較」『栄養学雑誌』75(1), pp. 39-46.
- 植村麻紀子 (2015) 「翻訳の授業におけるレアリア活用の意義」『神田外語大学紀要』27, pp. 243-262.
- 植村麻紀子 (2018) 「教室でレアリアをどう活用するか—食品パッケージと料理のレシピを中心に—」『中国語教育のためのレアリア読本』2016-2018年度科学研究費補助金基盤研究(C) (課題番号16K02848) 「中国語教育におけるレアリア活用方法の構築」報告書
- 消費者庁 (2021) 「加工食品の食物アレルギー表示ハンドブック」https://www.caa.go.jp/policies/policy/food_labeling/food_sanitation/allergy/assets/food_labeling_cms204_210514_01.pdf (最終アクセス: 2022年5月14日)
- 日本小児アレルギー学会 (2016) 「食物アレルギー診療ガイドライン2016 ダイジェスト版」https://www.jspaci.jp/allergy_2016/chap01.html (最終アクセス: 2022年8月8日)
- 干野真一 (2018) 「中国語 CM のレアリアとしての可能性」『中国語教育のためのレアリア読本』pp. 24-47.
- 干野真一 (2020) 「中国の公共広告に見られる言語表現について」『日中語彙研究』10, pp. 79-99.
- 彭広陸 (2018) 「禁止文に関する中日対照研究—看板・掲示物に見られる用法を中心に—」『日中言語研究と日本語教育』11, pp. 37-61.
- 森宏子 (2014) 「助動詞“可以”が表す「勧め」について」『流通科学大学論集—人間・社会・自然編—』26(2), pp. 27-37.
- 山田七絵 (2019) 「中国の有機農業ビジネス—現代の「四千年農夫」をめざして—」『IDEスクエア』pp. 1-15.
- 常聡 (2016) 《事务性语体的语体标记及教学建议——以产品说明书为例》《海外华文教育》2016(83), pp. 845-851.

石崎博志 Ishizaki Hiroshi 関西大学教授 専門: 中国語学